



Weekly 第94号

個室ユニット推進協ニュース

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会

〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL: 045-921-0462 / FAX: 045-921-0472

直近の介護関連ニュース（ダイジェスト版）をお届けします。
今週号は2019(平成31)年2月18日(月)～24日(日)までの約1週間です。
前週号で収載できなかったニュースを追補しました。詳細は厚生労働省や各団体のHPなどで確認してください。赤字は重要ニュース。

(注) 特集「平成31年度介護報酬改定(答申)」(第2回)を掲載。

■「31年度介護報酬改定」に対する意見を募集(2月13日)

厚労省は消費税率引き上げに対応する「31年度介護報酬改定」(3月下旬、告示予定)に対する意見の募集を始めた。注目点は新設の「特定処遇改善加算」に対する評価や意見。締め切りは3月14日(木)。問い合わせは老人保健課企画法令係へ。(注)改定内容は厚労省の社会保障審議会第168回介護給付費分科会の審議資料を参照。

■「障害福祉サービス等改定案」を了承 厚労省検討チーム(2月15日)

障害福祉サービス報酬改定検討チームは厚労省の「31年度障害福祉サービス等報酬改定案」を了承した。10月1日の消費税率引き上げに対応する新単位を示した。また、介護報酬改定と同様、※経験・技能のあるリーダー級職員の処遇改善を最優先する「特定処遇改善加算」を新設、2段階の加算率を導入する。※原則、勤続10年以上(事業者による裁量あり)の経験がある介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格所得者のほか、心理指導担当職員やサービス提供責任者なども対象。

■「働き方改革」の周知を要請 経済団体へ厚労省(2月18日)

厚労省は、経団連や日本商工会議所などの主要経済団体に対し、「働き方改革関連法」(4月1日施行)の周知・啓発を要請した。労働基準法やパートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法など改正法8本を施行し、原則、時間外労働の上限を「月45時間、年360時間」とし、違反した場合、雇用主に半年以下の懲役または30万円以下の罰金を科す。また高度プロフェッショナル制度(事実上、残業制限をなくす)や、同一労働同一賃金(派遣労働者の賃金格差解消)なども盛り込まれた。

■「末期がん」を「がん」と記載してもOK 意見書の特定疾患名(2月19日)

厚労省は40～64歳の末期がん患者が要介護認定申請する際に提出する主治医の意見書について「特定疾患名を『末期がん』ではなく『がん』と記載してもよい」と都道府県に通知した。申請者本人や家族へ配慮するほか、医師からも「末期がんなのかどうかの判断が難しい」と苦情が出ていたため。

■医療介護情報の提供依頼者を審査 厚労省の有識者会議（2月21日）

厚労省の「要介護認定情報・介護レセプトの提供に関する有識者会議」は、介護保険総合データベース（介護DB）のデータ利用を希望している研究者などの第三者について個別審査（非公開）した。情報提供を規定した健康保険法等一部改正案や情報漏えいによるプライバシー侵害防止などの留意点を示した「要介護認定情報・介護レセプト等情報提供ガイドライン」の趣旨に沿って審査した。

平成31年度介護報酬改定の要点(2) 消費税率引き上げの取扱い

■新報酬単位の決め方

原則、8%から10%に消費税率が引き上げられた場合のサービスごとへの影響を機械的に算出し、その影響分を基本報酬に上乗せして補填する。加算については基本的に上乗せしないが、影響の大きい加算(老健の【所定疾患施設療養費】など)は例外的に上乗せする。

(参考) サービス別の費用構造推計(平成29年度介護事業経営実態調査等で算出)

介護老人福祉施設(特養)は①非課税費用84.1 ②課税費用14.1 ③減価償却費1.8
→②と③の合計15.9で、老健施設23.0、介護療養型医療施設29.2と比べやや低い。

■特養は2～3単位アップ

人件費(労務費)の割合が高い介護老人福祉施設(特養)は2～3単位の上乗せ。

◇ユニット型個室(ユニット型個室的多床室も同単位)

要介護1 638(636)プラス2

要介護2 705(703)プラス2

要介護3 778(776)プラス2

要介護4 846(843)プラス3

要介護5 913(910)プラス3

◇従来型個室・多床室

要介護1 559(557)プラス2

要介護2 627(625)プラス2

要介護3 697(695)プラス2

要介護4 765(763)プラス2

要介護5 832(829)プラス3

◇短期入所生活介護・ユニット型(1)

要介護1 725(723)プラス2

要介護2 792(790)プラス2

要介護3 866(863)プラス3

要介護4 933(930)プラス3

要介護5 1000(997)プラス3

◇老人保健施設・在宅強化型

要介護1 822(818)プラス4

要介護2 896(892)プラス4

要介護3 959(954)プラス5

要介護4 1015(1010)プラス5

要介護5 1070(1065)プラス5

■区分支給限度基準額引き上げ

介護報酬引き上げに伴い、居宅介護サービスをモデルとする区分支給限度基準額を見直す。要介護1～5は以下の通り。

要介護1	167,650円(166,920円)	プラス	730円
要介護2	197,050円(196,160円)	プラス	890円
要介護3	270,480円(269,310円)	プラス	1,170円
要介護4	309,380円(308,060円)	プラス	1,320円
要介護5	362,170円(360,650円)	プラス	1,520円